

組織体制について

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

事務局：副首都推進局

目 次

1	基本的な考え方		2
2	特別区の職員数		7
3	特別区の組織		17
4	大阪府の職員数		20
5	大阪府の組織		22
6	特別区設置に伴う職員数の推移		25
7	職員の採用		29

【職員数の検討に当たって】

- ・職員数は、他都市等と比較を行う必要があるため、総務省が例年実施している地方公共団体定員管理調査の数値(令和7年度)を使用
- ・人口は、同様の理由から直近の国勢調査(令和7年確報値)の数字を基本としている
- ・特別区の設置日が決まっていないため、特別区設置までの期間に応じた職員数の変動は考慮していない
- ・各施策における法改正その他の状況変化等を踏まえつつ、設置準備期間中に、さらに精査予定
- ・本文中に表記している職員数等は端数処理の影響で、合計数等において一致しない場合がある

1 基本的な考え方

1-1 組織体制のめざすべき方向性

◆ 副首都・大阪にふさわしい新たな大都市制度の構築をめざし、大阪府及び特別区が着実に事務を実施できる組織体制を整備

事務
分担

広域自治体(大阪府)

副首都として「経済成長」と「首都機能代替」の機能を果たす
広域的なまちづくり、広域インフラ、産業、消防 等

基礎自治体(特別区)

地域の実情に応じた住民に身近なサービスに専念
子ども・福祉、保健・医療、教育 等

事務分担を反映

広域と基礎の役割分担を徹底

広域行政を一元化した強力な広域自治体(大阪府)

全国トップクラスのスリムな組織体制を維持しつつ、
一元化する広域機能を迅速かつ強力に推進できる
副首都にふさわしい組織体制をめざす

地域の実情に応じた
住民に身近なサービスに専念する基礎自治体(特別区)

地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる
効果的・効率的な組織体制をめざす

官民の役割分担を徹底

行政改革の取り組み

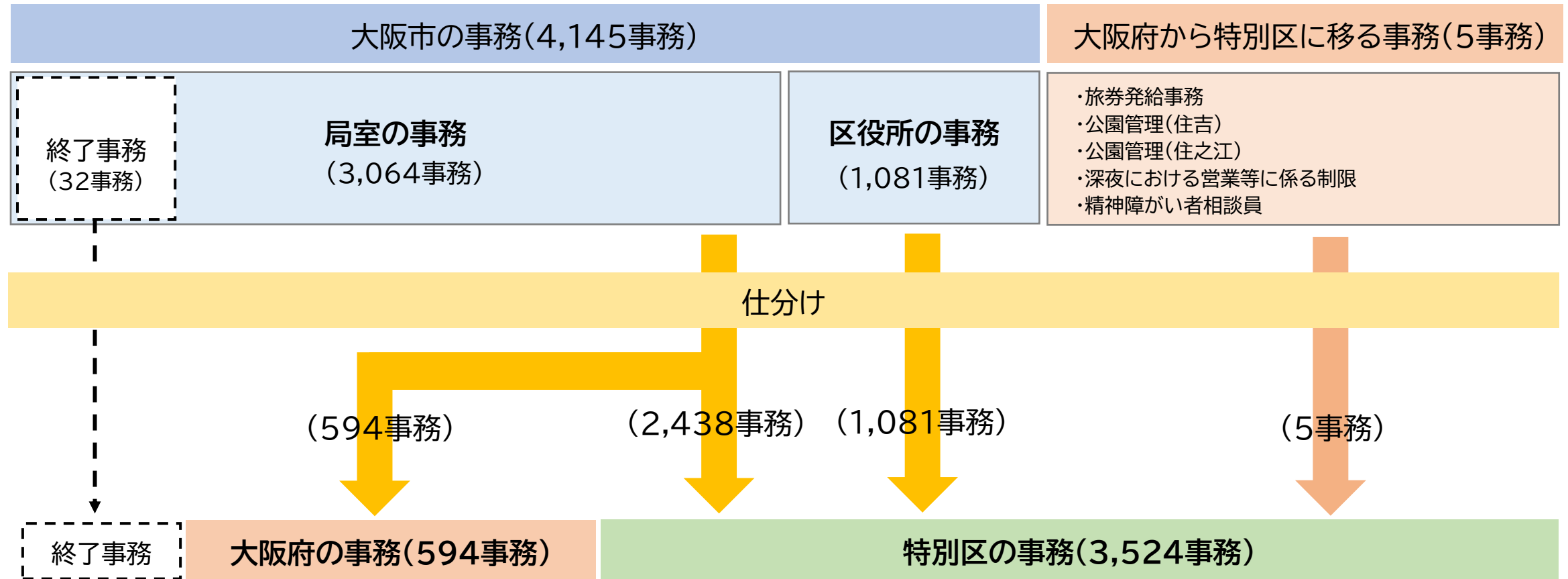
官が担っている事業を民間が担うことにより、コスト削減とサービス向上が期待できる事業は民間活力の活用を推進

大阪府と特別区それぞれの機能をフルに発揮できる最適なサービス提供体制の構築をめざす

組
織
体
制

1-2 事務分担案

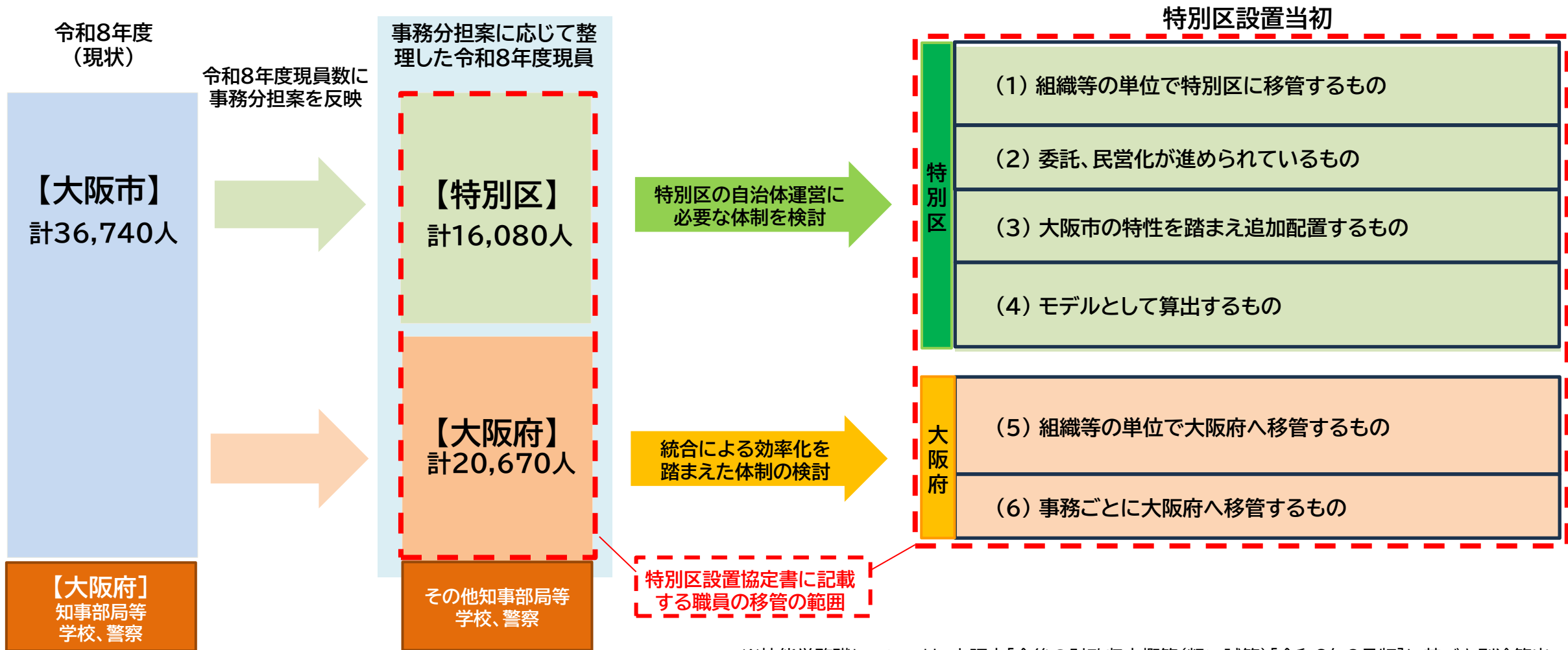
◆ 事務分担案による事務の仕分け結果は以下のとおり(特別区3,524事務、大阪府594事務)



⇒ 事務分担案を基に、大阪府及び特別区それぞれの令和8年度現員ベースを整理

1-3 特別区設置当初の組織体制の検討スキーム

- ◆ 事務分担案を基に整理した現員を基準とし、特別区設置当初の体制を検討
- ◆ 特別区については、類似する自治体をモデルとし、大阪市の特性を反映した組織体制を検討
- ◆ 大阪府については、一元化する広域機能を最大限発揮するとともに、統合による効率化を踏まえた体制を検討



※特別区の職員数には大阪府から移管の10人を含む ※技能労務職については、大阪市「今後の財政収支概算(粗い試算)」[令和8年2月版]に基づき別途算出

1-4 事務分担案に応じた職員数の整理

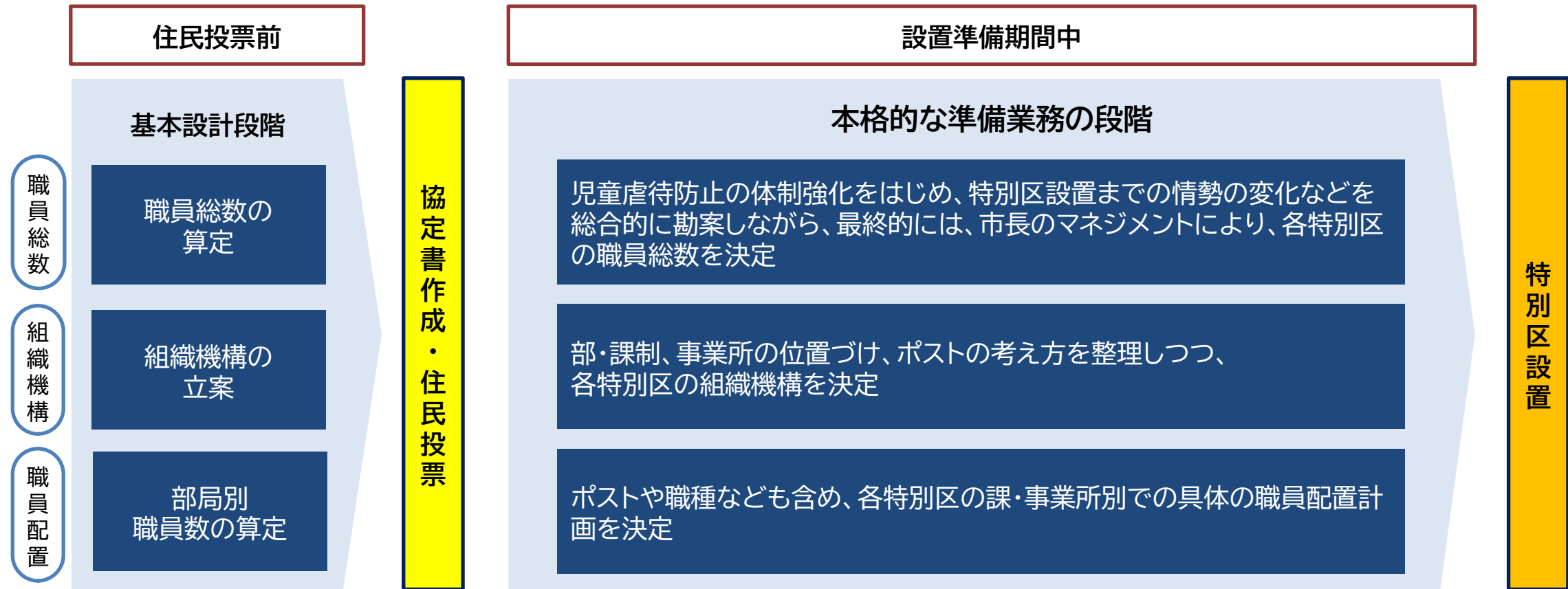
◆ 前頁に示した特別区設置当初の体制における(1)～(6)の内容は以下の通り

	分類	内容(組織・事務等)	特別区設置当初職員数の考え方	令和8年度 現員数	
特別区	(1) 組織等の単位で特別区へ移管するもの	学校(府費負担教職員以外の義務教育)、幼稚園	大阪市の令和8年度時点の現員数を確保	1,510	
	(2) 委託、民営化が進められているもの	一般廃棄物	委託、民営化後の職員数を反映	1,430	
		保育所		1,050	
	(3) 大阪市の特性を踏まえ追加配置するもの	児童相談所・一時保護所、保健所・保健センター、生活保護に係る事務	大阪市の令和8年度時点の現員数を確保	3,020	特別区の職員 算出範囲 12,090
	(4) モデルとして算出するもの	上記以外(総務、窓口サービス、福祉部門 など)	モデル自治体を使ったシミュレーションにより算出	9,070	
小計				16,080	
大阪府	(5) 組織等の単位で大阪府へ移管するもの	消防局	大阪市の令和8年度時点の現員数を確保	3,790	
		水道局		1,160	
		中央卸売市場等		200	
		学校(府費負担教職員)、専修学校		13,210	
		大阪港湾局	広域機能の一元化に伴う重複部門等の効率化を踏まえ人員を検討	630	統合による 効率化等を 考慮する範囲 2,310
	下水道	410			
	(6) 事務ごとに大阪府へ移管するもの	上記以外(成長戦略、観光に係る施策の総合的企画、エネルギー政策 など)		1,270	
	小計				20,670
合計				36,750	

2 特別区の職員数

2-1 特別区の職員数検討の全体プロセス

- ◆ 住民投票前は、特別区設置協定書の作成に向けた、特別区の組織体制の基本設計の段階
- ◆ 各特別区の実情を反映した上で、各課単位で職種なども考慮した具体の職員配置を検討するには、各局との綿密な協議・検討が必要不可欠であり、こうした本格的な準備業務については、特別区設置までの情勢の変化なども勘案しながら、設置準備期間中に行うことを想定



2-2 特別区の職員数

算出の流れ

◆ 特別区の職員数のうち6ページの(3)～(4)の職員数について、事務分担案に基づき職員数を算定

(Ⅰ)モデル

- ① 大阪市の地域特性を鑑み、人口20～100万人、人口密度が4,000人/k㎡以上の自治体をモデル自治体として抽出
- ② 事務分担案に基づく、モデル自治体の技能労務職を除く職員数と人口による回帰分析により各特別区の人口10万人当たり職員数を算出
- ③ ②の人口10万人当たり職員数に各特別区の人口を乗じてモデル職員数を算出

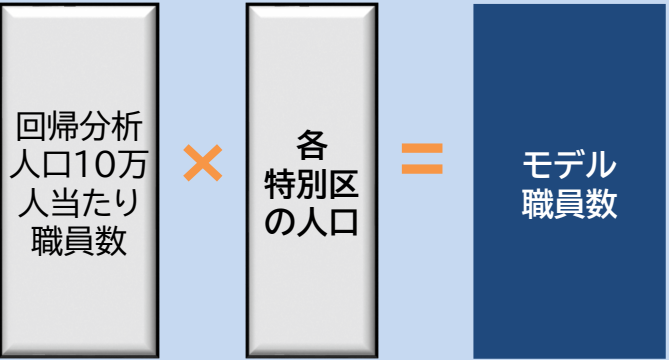
(Ⅱ)モデルの調整

- ① モデルの対象事務から府へ移管する事務を控除
- ② モデルの対象に含まれない特別区の手務を加算
- ③ 生活保護など大阪市の特性を踏まえた加算
- ④ 広域連合で実施する事務を控除
- ⑤ 技能労務職の加算

(Ⅲ)各特別区の職員数

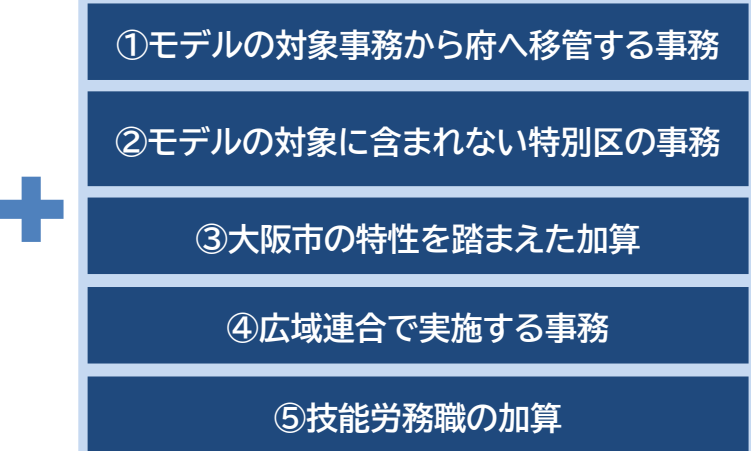
- ① (Ⅱ)の職員数を人口比等により各特別区へ分配し、各特別区の職員数を算出
- ② 大阪市の組織別構成比で配分し、特別区内の組織別の職員数を算出
- ③ 個別の組織単位で、人口以外の指標を加味して再配分し、特別区ごとの行政需要の差を反映

各特別区の人口規模に応じて算定



※技能労務職を除く

項目ごとに職員数を加算・控除



各特別区の部局別職員数を算定



2-2 特別区の職員数

(I)(II)の算出結果

	人口	(I) モデル (非技能労務職)	(II)①～④ モデルの調整 (非技能労務職)	(II)⑤ モデルの調整 (技能労務職)	特別区の職員数
特別区 4区計	281万人	8,500人	3,080人	1,110人	12,690人
広域連合	—	—	70人	—	70人

2-2 特別区の職員数

(I)モデル

職員数算定にあたっての基本原則(人口と職員数の相関関係)

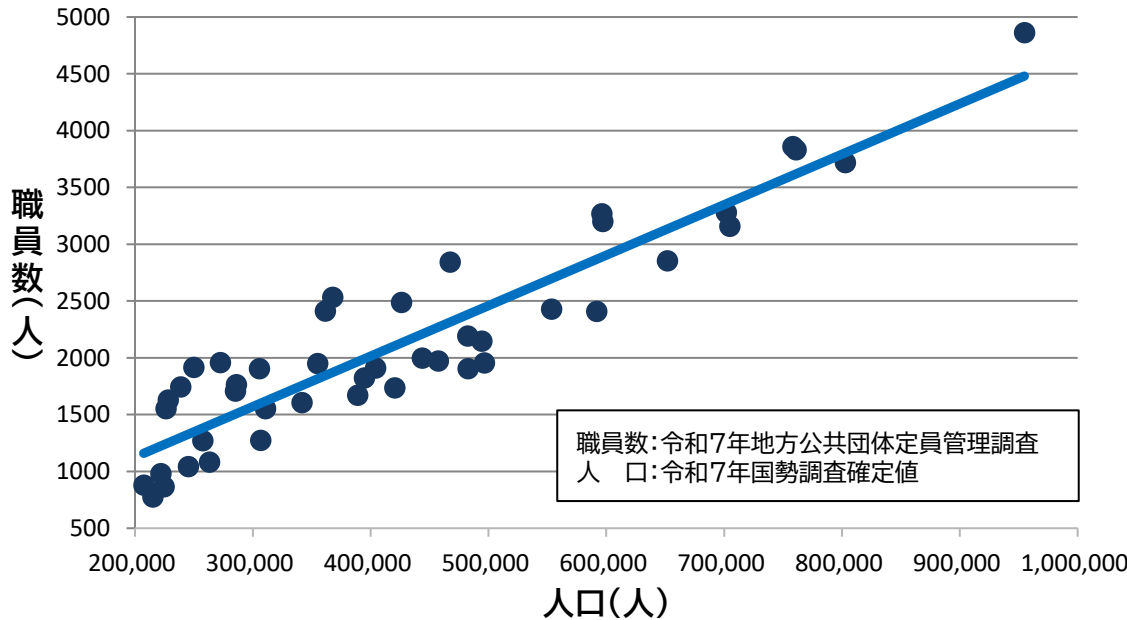
- ◆人口は行政における代表的な統計数値であり、住民にとっても行政需要と職員数の関連を実感しやすく、分かりやすい指標
- ◆自治体の職員総数と人口との間には、高い相関関係がみられる
- ◆このため、大阪市の地域特性を踏まえたモデル自治体を設定し、回帰分析によりモデル職員数を算出する

①モデル自治体の選定

- ◆モデル自治体は、特別区の人口規模と都市化が進み人口が密集している地域特性を鑑み、人口20万人以上(中核市の指定要件)で人口密度が4,000人/㎢以上の自治体を抽出

人口規模と職員数の相関関係(モデル自治体44団体)

(一般行政部門職員数)



②モデル自治体の職員数算出

- ◆モデル自治体の職員数と人口による回帰分析により各特別区の人口10万人当たり職員数を算出する際、モデル自治体の職員数は令和7年地方公共団体定員管理調査の職員数を使用
- ◆モデル自治体の職員数の対象とする部門については、事務分担案に基づき、特別区で必要となる事務に関する部門を選定

2-2 特別区の職員数

(Ⅱ)モデルの調整

◆ 事務分担案に基づき、モデルに加算・控除する事務、大阪市の特性を反映するために追加配置する事務、広域連合で実施する事務に係る職員数を調整

	項 目		考 え 方	加算・控除 する職員数
①	モデルの対象事務から府へ移管する事務を 控除		○モデルの対象事務に含まれている事務のうち、大阪府で実施する事務に係る職 員数を、事務分担案に基づき積算し、モデルから控除 (例)環境監視規制に関する事務、計量に関する事務 等	▲70人
②	モデルの対象に含まれない特別区の事務を 加算		○モデルの対象事務に含まれていない事務のうち、特別区で実施する事務に係る 職員数を、事務分担案に基づき積算し、モデルへ加算 (例)身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置・運営、大阪府からの移管事 務 等	+100人
③	大阪市の特性を踏まえ追加 配置	児童相談所・ 一時保護所	○児童相談所・一時保護所の事務に係る従事人員について、現在大阪市において 当該事務に従事している職員数に、令和9年開設予定の東部こども相談センタ ー整備後の体制に必要となる増員数(170)を加算	+750人
		保健所・ 保健センター	○保健所・保健センター、と畜検査業務に係る従事人員について、現在大阪市にお いて当該事務に従事している職員数を加算	+960人
		生活保護に係 る事務	○モデル自治体よりも被保護世帯数が多い現状を踏まえ、現在大阪市において当 該事務に従事している職員数を加算	+1,410人
④	広域連合で実施する事務を控除		○特別区設置後に、広域連合で処理する介護保険事務に係る職員数を積算し、モ デルから控除	▲70人

2-2 特別区の職員数

(Ⅱ)モデルの調整:④広域連合で実施する事務を控除

- ◆事務分担案に基づき、広域連合で対応する介護保険事業に係る職員数を算出
- ◆総務部門の職員数については、令和7年地方公共団体定員管理調査(一部事務組合・広域連合)の総務部門割合から算出
- ◆広域連合に仕分けられた事務に従事する職員は、広域連合に配置されるため、特別区の職員数から控除

事務内容	職員数
介護保険事業	60
広域連合設置に伴う総務部門	10
合計	70

※ 詳細な配置については、広域連合と各特別区との協議により決定

2-2 特別区の職員数

(Ⅲ)各特別区の職員数:①各特別区の職員、②特別区内の組織別職員数

◆職員配置の基本的な考え方

市政改革プランに基づき、複雑化・多様化する市民ニーズや新たな行政課題への対応、また社会情勢の変化や非常時等への対応といった観点から、各所属からの要望内容を踏まえつつ、スクラップ・アンド・ビルドや人員マネジメントを適切に行いながら、スリムで効果的な業務執行体制を構築している

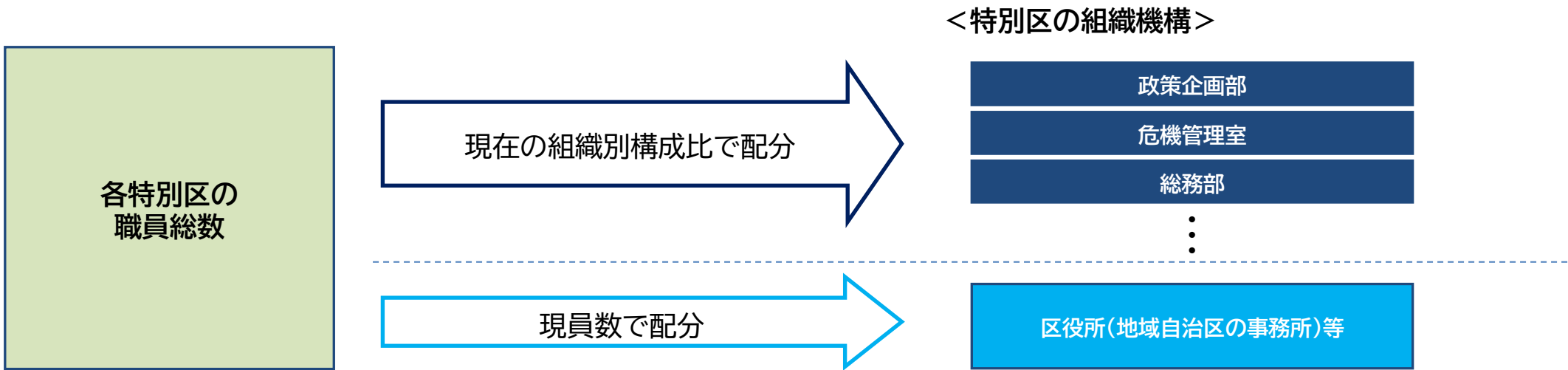
◆特別区での職員配置の考え方

大阪市の行政需要に応じて現在の職員配置が行われ、大阪市の特性が組織別構成比に反映されているものとして、特別区設置においても、大阪市の特性を反映するため、特別区の職員総数を

- ・ 現在の大阪市の組織別構成比で配分
- ・ 区役所(地域自治区の事務所)及び特定の特別区のみには所在する事業所等については現員数で配分

することを基本とし、これらの職員数を積み上げて、部局の職員数とする

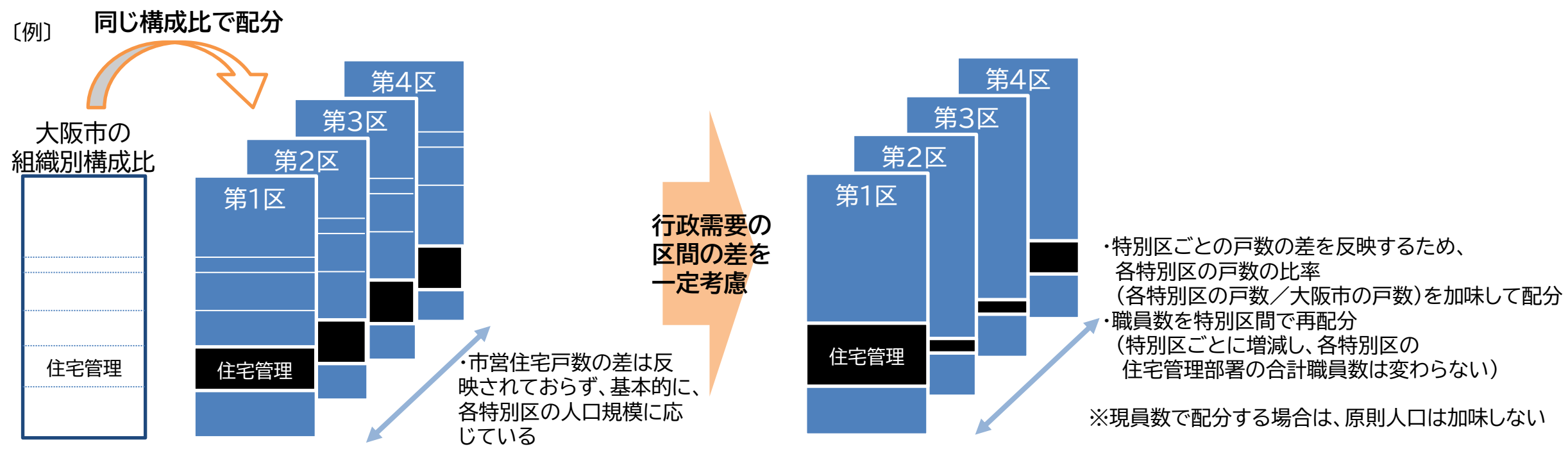
※具体的な組織別の職員数は、設置準備期間中に、上記の考え方による配分に加えて、各局と綿密な協議・検討を行い、各部署の特性等を総合的に勘案して決定



2-2 特別区の職員数

(Ⅲ)各特別区の職員数:③特別区ごとの行政需要の差を反映

- ◆ 各自治体の独自性や行政需要の差は、人口と高い相関関係にある職員総数の中で包含されている
- ◆ 大阪市の行政需要を反映するために、各特別区とも、同じ組織別構成比で部別に配分
- ◆ しかしながら、個別の組織単位でみると、特別区間で行政需要は均一ではなく、一定の差が存在
- ◆ この特別区間での差を反映するため、人口以外の行政需要を計る代表的な指標等を加味した方が望ましいと考えられる部署については指標等を検討の上、人口規模に応じて、組織別構成比で配分された当該部署の各特別区の職員数を一旦、合算の上、指標を加味して、各特別区に再配分(区間再配分)



2-2 特別区の職員数

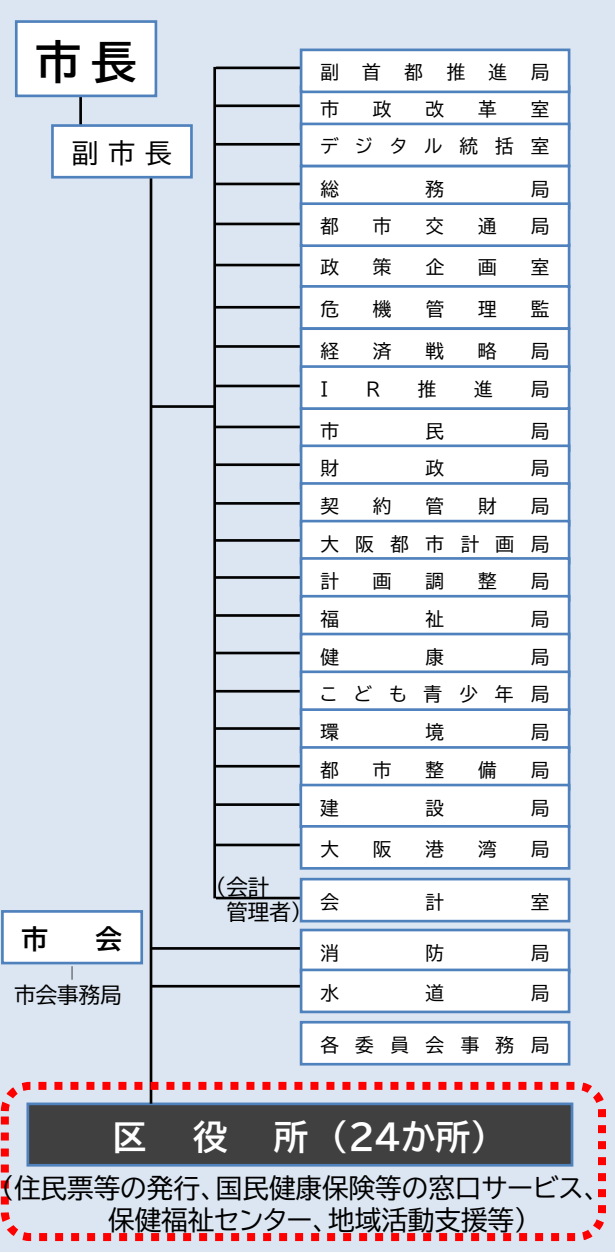
(Ⅲ)の算出結果

	人口	(Ⅲ)①・② 各特別区の職員 特別区内の組織別職員数 (非技能労務職)	(Ⅲ)③ 特別区ごとの 行政需要の差を反映 (非技能労務職)	(Ⅲ)①～③ 各特別区の職員数 (技能労務職)	特別区の職員数
第1区	53万人	2,190人	▲10人	210人	2,390人
第2区	71万人	2,800人	▲30人	260人	3,030人
第3区	68万人	2,970人	30人	310人	3,310人
第4区	88万人	3,620人	10人	330人	3,960人
特別区 4区計	281万人	11,580人	0人	1,110人	12,690人

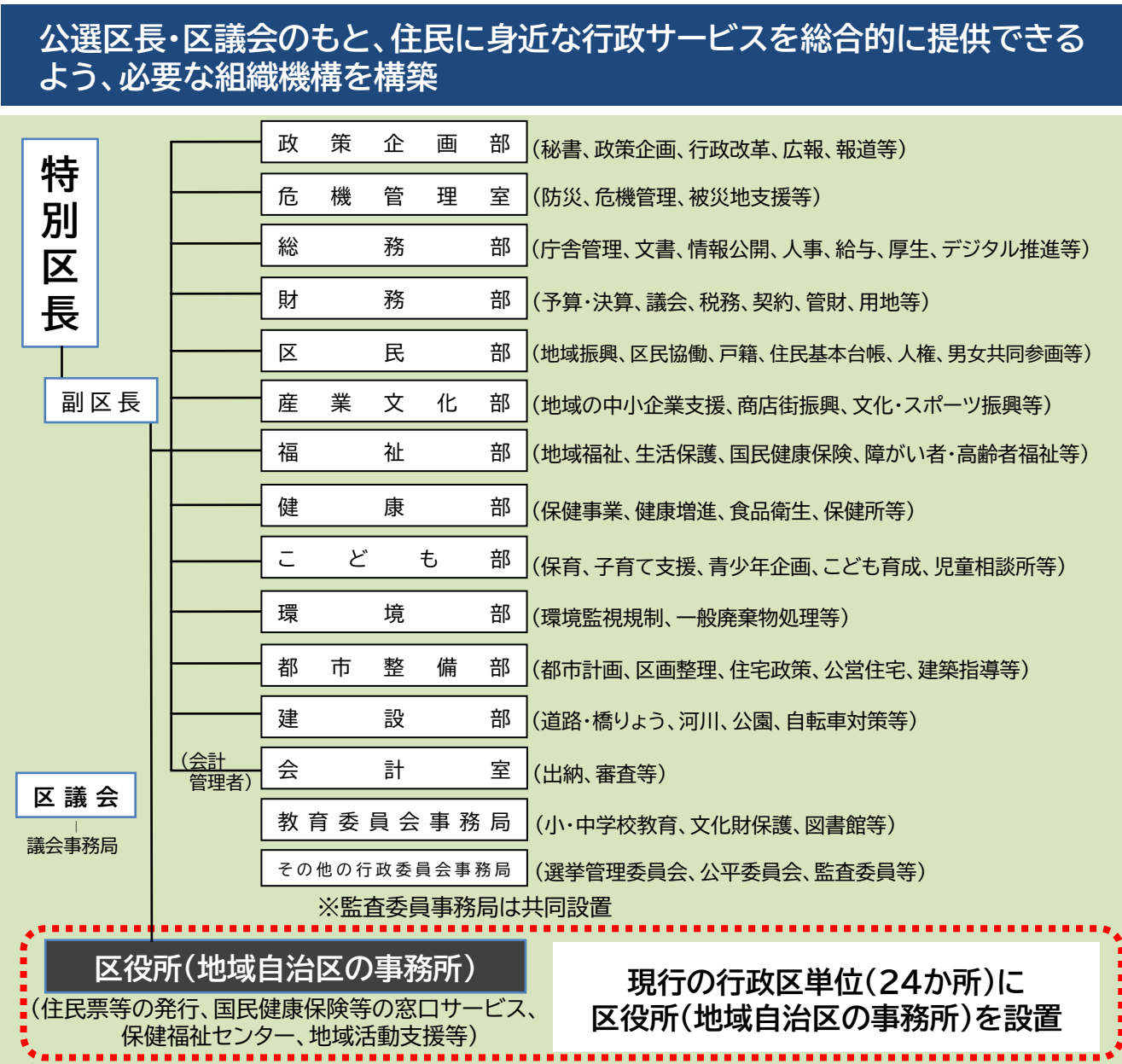
3 特別区の組織

3 特別区の組織 ～組織機構(部局)～

大阪市（令和8年4月）



特別区



(注) 具体的な組織体制、分担事務は、特別区長のマネジメントによる

3 特別区の組織

部局・部門	第1区	第2区	第3区	第4区	特別区4区計	主な要素等
政策企画部	30	40	30	50	150	
危機管理室	20	30	30	30	110	
総務部	80	100	90	120	390	
財務部	160	230	200	270	860	
区民部	70	90	90	110	360	
産業文化部	50	70	60	80	260	
福祉部	180	250	230	300	960	生活保護に係る事務
健康部	130	200	230	220	780	保健所
こども部	300	370	310	450	1,430	児童相談所・一時保護所
環境部	70	90	80	110	350	
都市整備部	220	240	220	300	980	
建設部	270	340	360	410	1,380	
会計室	10	10	10	20	50	
教育委員会事務局	150	200	260	240	850	
その他の行政委員会事務局	20	20	20	30	90	監査委員事務局は共同設置
議会事務局	20	20	20	30	90	
区役所（地域自治区の事務所）	610	730	1,070	1,190	3,600	保健センター
小 計	2,390	3,030	3,310	3,960	12,690	
一般廃棄物	—	—	—	—	1,430	* 令和8年度大阪市現員数
保育所	—	—	—	—	1,050	* 令和8年度大阪市現員数
学校園	—	—	—	—	1,510	* 令和8年度大阪市現員数
総 計	—	—	—	—	16,680	

※詳細な配置については、設置準備期間中に精査

4 大阪府の職員数

4 大阪府の職員数

- ◆ 事務分担案に基づき、大阪市から移管される事務と重複する事務等の効率化等を考慮し、大阪府の職員数を算出
- ◆ 効率化の対象となる職員(2,310人)のうち、別途検討が必要な技能労務職及び、移管に伴う効率化が見込まれない派遣職員を除く職員について、一元化による効率化を検討

	分類	内容(組織・事務等)	特別区設置当初職員数の考え方	令和8年度現員数		
大阪府	(5) 組織等の単位で大阪府へ移管するもの	消防局	大阪市の令和8年度時点の現員数を確保	3,790	統合による 効率化等を 考慮する範囲	
		水道局		1,160		
		中央卸売市場等		200		
		学校(府費負担教職員)、専修学校		13,210		
	(6) 事務ごとに大阪府へ移管するもの	大阪港湾局	広域機能の一元化に伴う重複部門等の効率化を 踏まえ人員を検討	630		2,310
		下水道		410		
		上記以外(成長戦略、観光に係る施策の総合的 企画、エネルギー政策 など)		1,270		
小計				20,670		



5 大阪府の組織

5 大阪府の組織

広域行政一元化に伴う組織体制のポイント

- ◆ 副首都を担う自治体として、首都圏における大規模災害時等に首都中枢機能を代替するため、消防をはじめとした危機対応に必要な権限を大阪府に一元化
- ◆ あわせて、「多極分散型経済圏」の中核として日本の成長をけん引するため、産業政策、まちづくり、都市基盤整備といった経済成長をけん引する広域行政を一元化
- ◆ 特別区と大阪府の連携を担う組織として特別区連携局を設置

【首都中枢機能バックアップ体制の強化】

- ・ 広域的な視点で災害への備えに万全を期すとともに、首都圏が被災した時の救援・支援の中心的な役割を果たすため、消防、上下水道を大阪府に移管
- ・ 大阪市から移管される高度な消防機能を核とした府内消防の一元化により更なる消防力強化を図る
- ・ 大阪市水道事業が培ってきた大規模事業体としてのノウハウ等を活用し、府域一水道をめざす

【大阪の発展を支える都市拠点の形成】

- ・ 広域的なまちづくりに関する権限を一元化することによって、大阪の顔となる都市拠点を一体的に整備し、大阪全体の都市機能の向上を統一的な戦略に基づき推進

【産業振興や雇用・人材育成政策を推進】

- ・ スタートアップ支援など成長分野の産業振興や企業立地促進、新しい産業を生み出す人材の育成など、経済成長に係る機能が一元化され、より迅速、強力かつ効果的に政策を推進

【大阪が有する資源をフル活用した都市魅力の強化】

- ・ 観光、文化、スポーツなどの施策が一元化され、より効率的・効果的なプロモーションや都市魅力創出などの施策を展開し、大阪ならではの魅力を一段と高め、エンターテインメントシティとしての都市魅力の強化を図る

【特別区と大阪府の連携】

- ・ 大阪府・特別区協議会(仮称)、財政調整など、特別区と大阪府の連携を図る

これらの司令塔となる部局を設置

大阪消防庁

水道局

大阪都市計画局

経済労働局

府民文化局

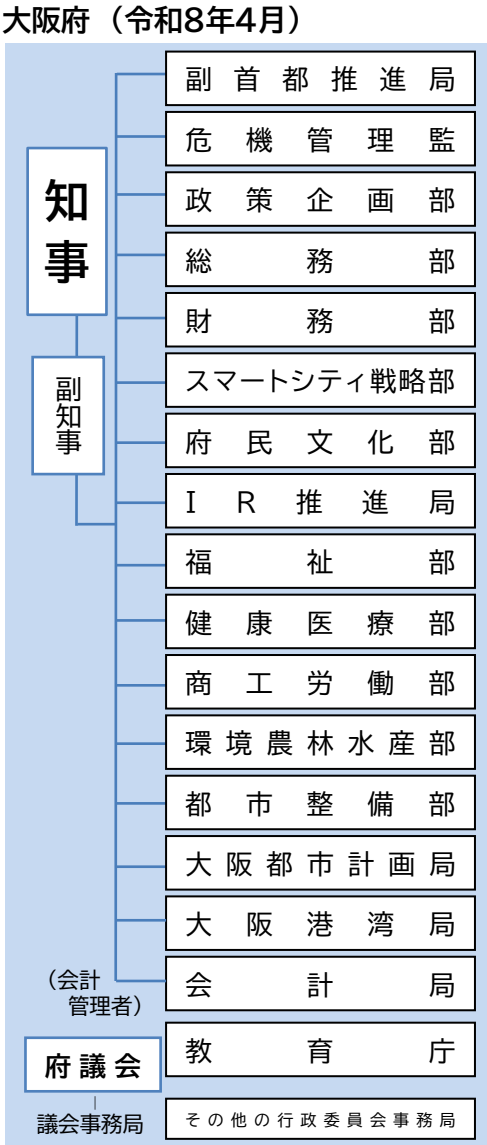
特別区連携局

5 大阪府の組織

組織機構

◆ 大阪市から移管された組織・人員を統合し、各部局の判断でスピーディーに施策展開し、一元化する広域機能を最大限発揮できるように、必要な組織機構を構築

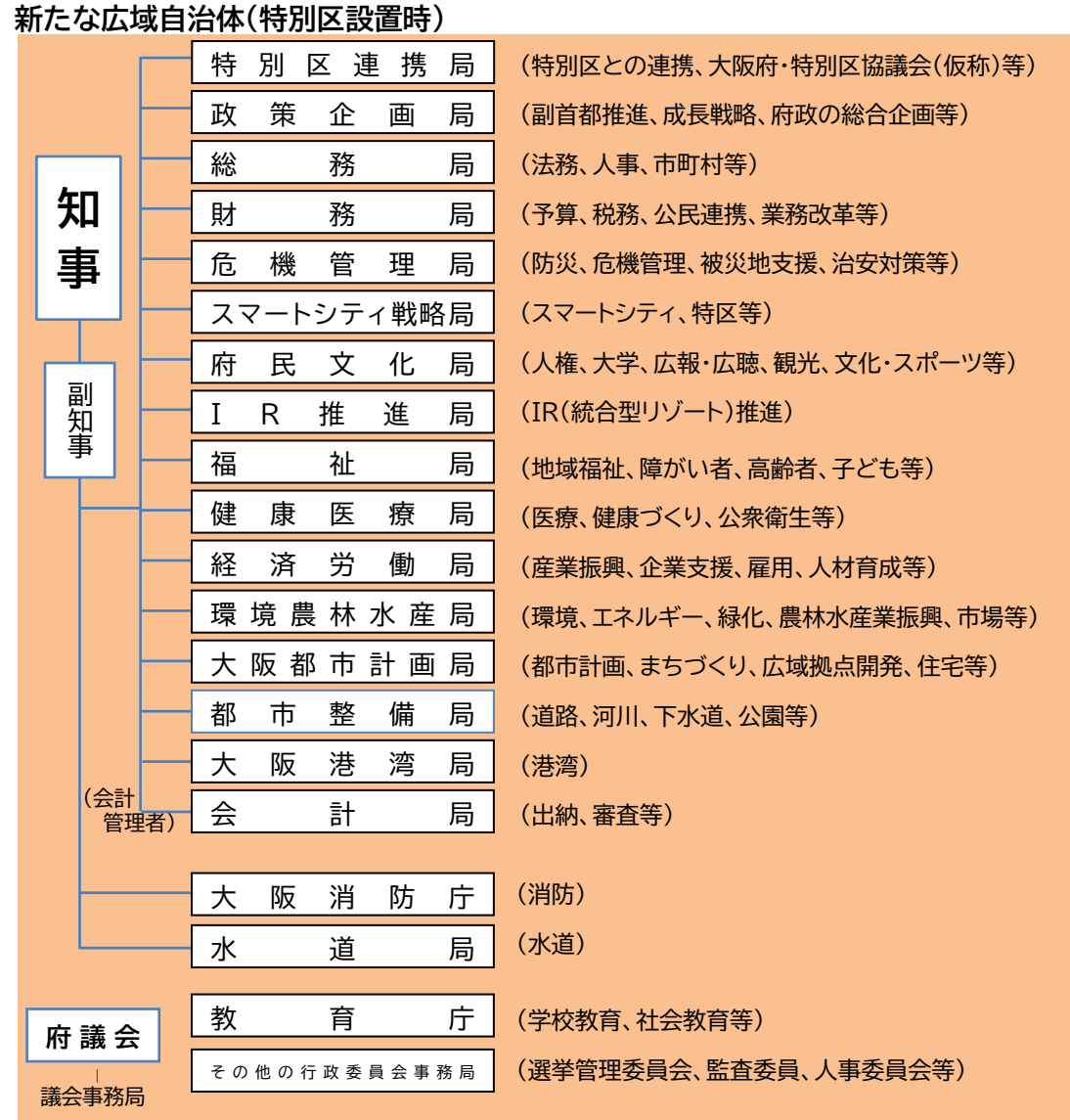
(注) 具体的な組織体制、分担事務は、知事のマネジメントによる



各部局が大阪の司令塔としての機能を最大限発揮し、かつその効果を相乗的に高めることができる組織を構築

「大阪市から大阪府への主な移管事務」

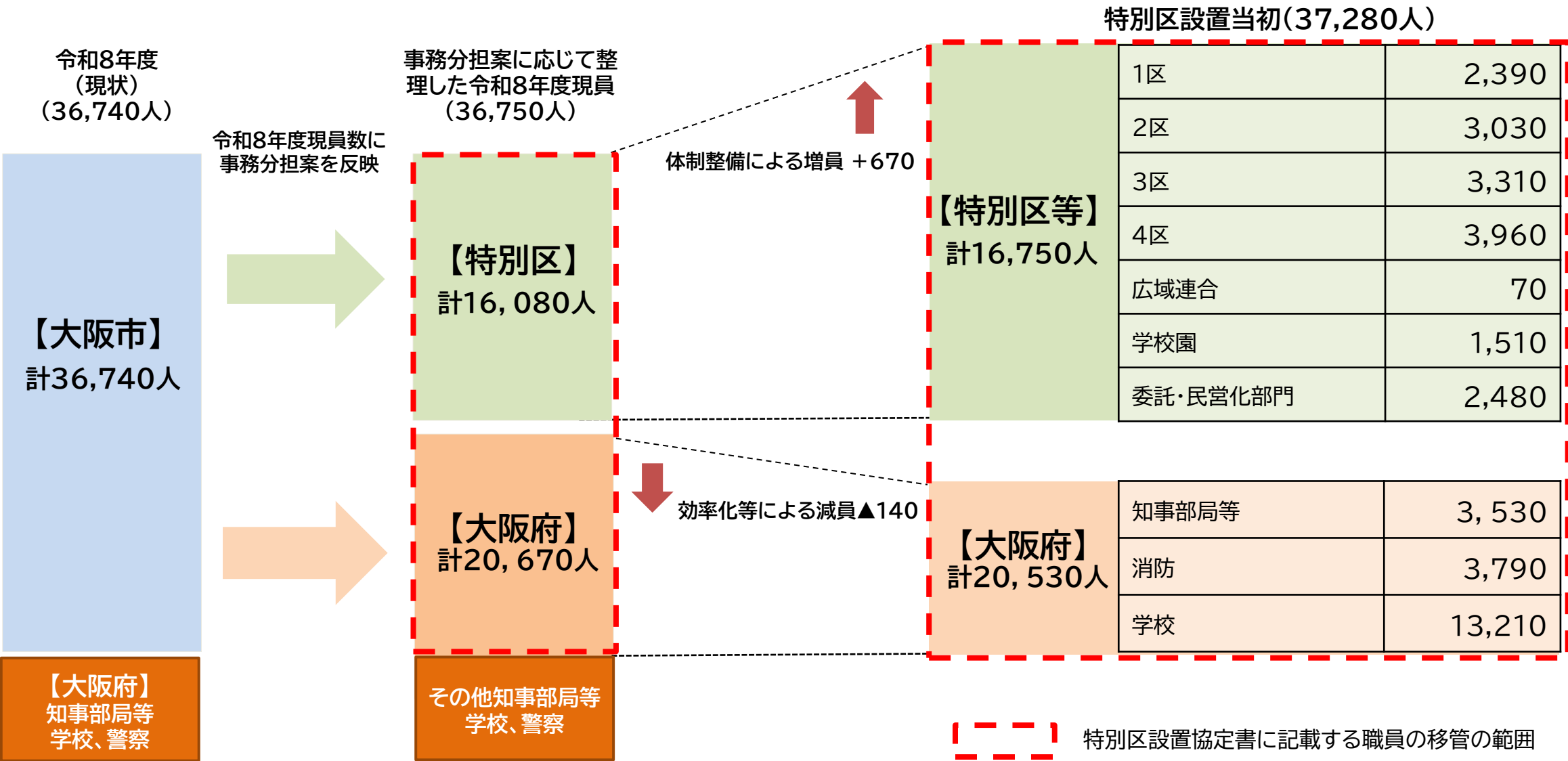
- 成長戦略
- 税務(固定資産税等)
- 観光、文化・スポーツ振興
- 成長分野の企業支援
- 広域的なまちづくり
- 広域的な交通基盤の整備
- 港湾
- 消防
- 水道



6 特別区設置に伴う職員数の推移

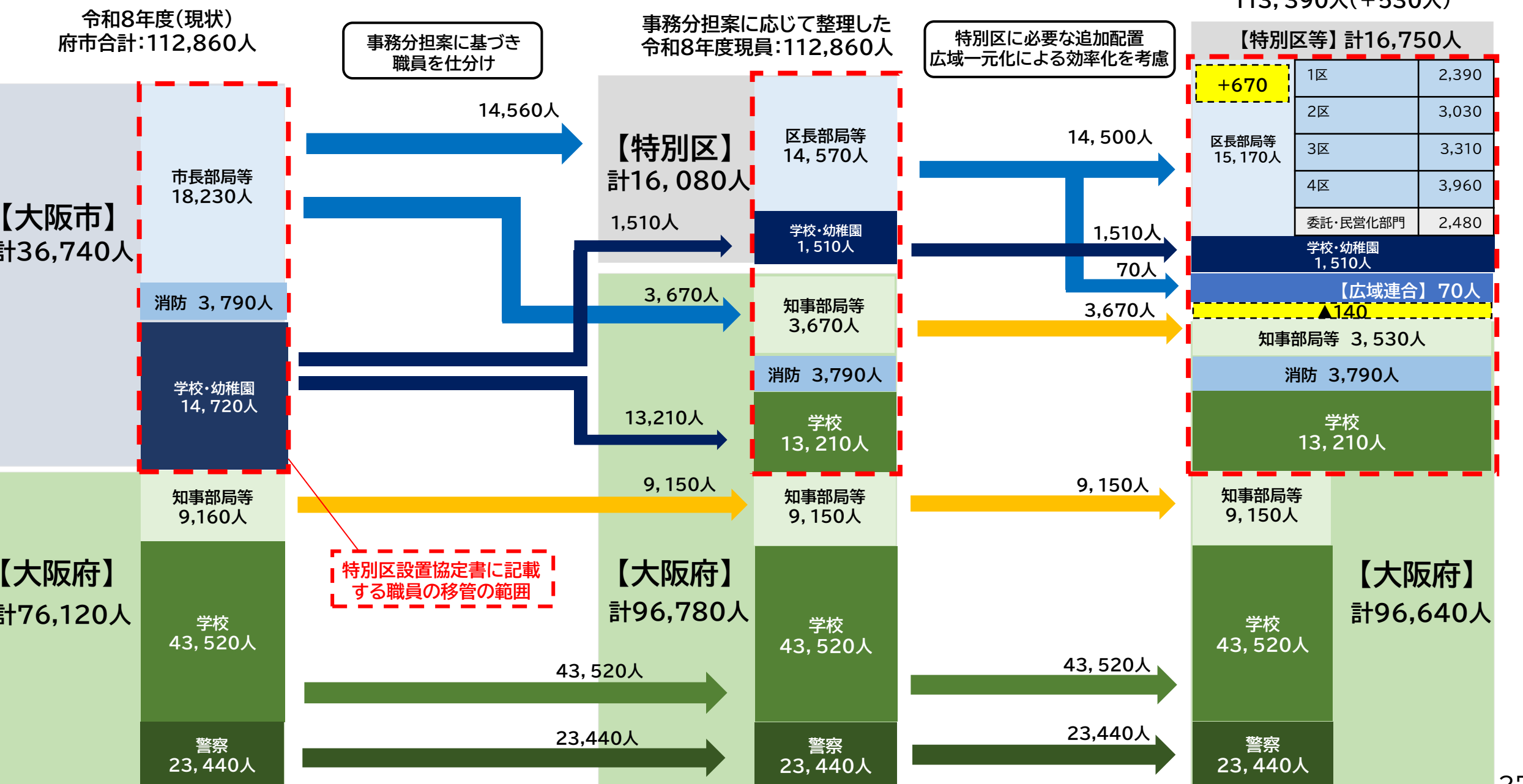
6 特別区設置に伴う職員数の推移

◆ 特別区の職員数、大阪府への移管職員数の推移

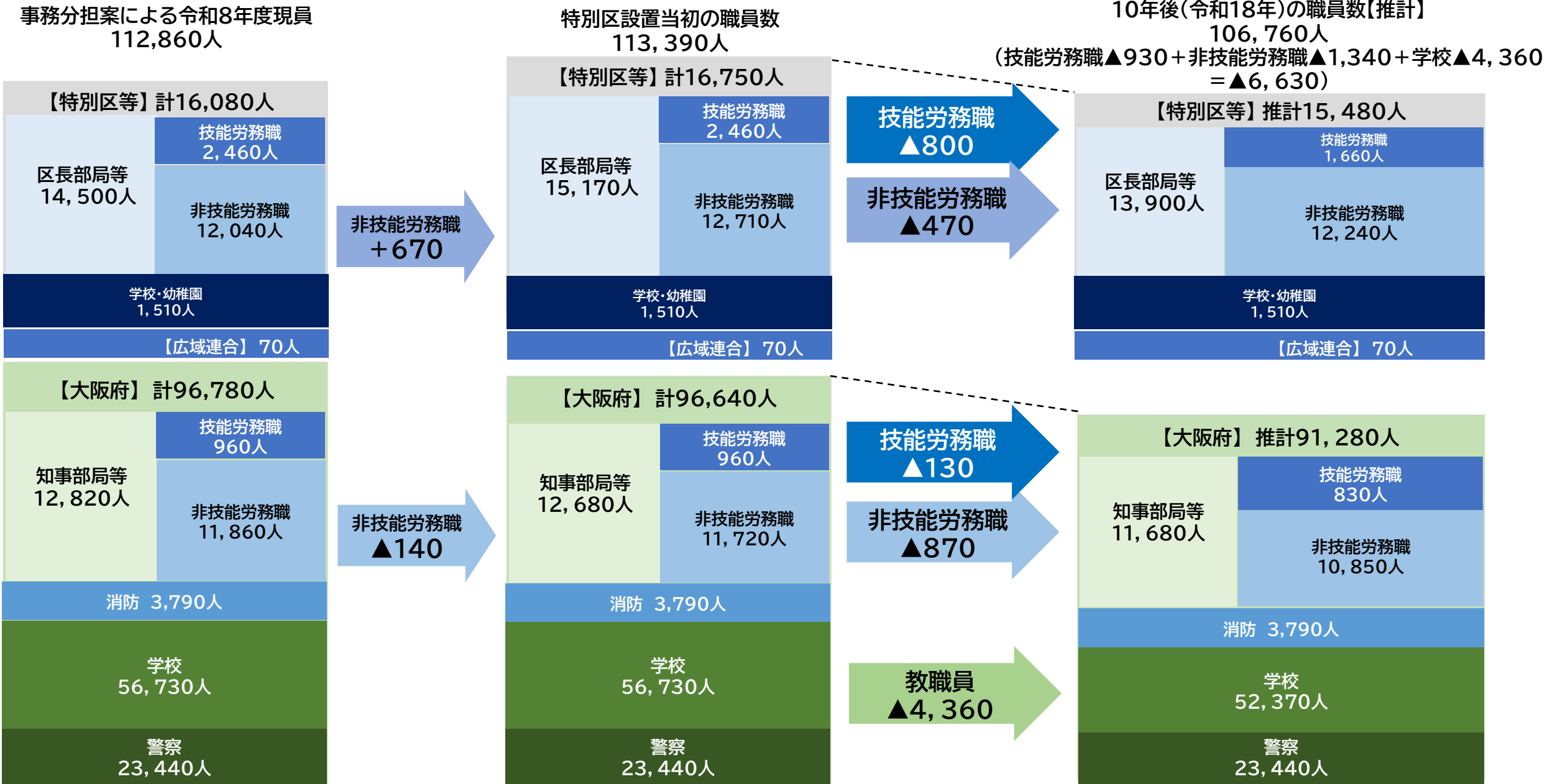


※特別区の職員数には大阪府から移管の10人を含む

6 特別区設置に伴う職員数の推移【全体】



6 特別区設置に伴う職員数の推移【将来推計】



※特別区の設置日が決まっていないため、特別区設置まで期間に応じた技能労務職の減は未考慮

※技能労務職については、大阪市「今後の財政収支概算(粗い試算)」[令和8年2月版]に基づき算出
※非技能労務職及び教職員については、将来推計人口に応じて職員数が減少すると仮定した推計

7 職員の採用

7 職員の採用

特別区設置に向けた採用増

- ◆ 特別区については、組織体制整備のため増員が必要
- ◆ 大阪府への移管については、広域一元化に伴う効率化減を加味
- ◆ 採用については、設置準備期間中に、大阪市・大阪府で協議し、計画的に対応（毎年度、段階的に採用を行い、特別区設置当初に必要な職員数を確保するとともに、特別区設置の準備業務に対応）

特別区設置に伴う採用増

特別区設置までの間、毎年度の退職補充に加えて、体制整備分の採用増が必要

